

令和3年1月6日

職業訓練手当の見直しについて（提案）

1. 提案理由

職業訓練手当については、平成27年度の監査の指摘等を踏まえ、検討を行った結果、現在では無料職業紹介や就労支援等の業務が付加されており、特殊性が恒常化していることから、職業訓練手当を廃止するとともに給料の調整額を措置することを提案する。

2. 提案内容

○職業訓練指導員について、以下のとおり見直す。

- ・対象職員：府立高等職業技術専門校及び大阪障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員（訓練課長、副校長含む）

・見直し内容

現行	改正案
特殊勤務手当（職業訓練手当） 給料月額の10% 月の従事日数に応じた支給率 13日以上 100/100 7日以上13日未満 60/100 7日未満 30/100 ※令和3年3月31日をもって廃止	給料の調整額：調整数1 ※令和3年4月1日適用

3. 実施時期

令和3年4月1日

4. 協議期限

令和3年1月29日